

公益財団法人 公益法人協会

第23回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成25年9月12日(木) 15時～17時10分
 - 2 開催された場所 学士会館 3階302号室
 - 3 理事総数及び定足数
現在数 15名、定足数 8名
 - 4 出席理事数 12名
(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、鈴木勝治、高宮洋一、田中皓、長瀧重信、橋本大二郎、堀田力、松岡紀雄、山岡義典
(欠席) 岸本幸子、早瀬昇、福原義春
(監事出席) 中田ちづ子、平川純子
 - 5 議題
- 決議事項
- 第1号議案「評議員会へ提出する評議員会会長候補者名簿」の件
 - 第2号議案「評議員会へ提出する役員等候補選出委員会委員候補者名簿」の件
 - 第3号議案「決議の省略の方法による評議員会を招集する」件
 - 第4号議案「『東日本大震災草の根支援組織応援基金』に係る寄附金として50万円を上限とする支出を行う」件

報告事項

<社団法人・財団法人移行の状況>

- ① 移行認定・認可申請及び答申等の状況

<職務執行報告>

- ① 東日本大震災草の根支援組織応援基金
- ② 自民党NPO等特別委員会への政策提言内容
- ③ 会計基準の見直しに関する提言
- ④ 助成財団の動向に関する訪米調査団2013
- ⑤ 内閣府委託相談会
- ⑥ 平成26年度税制改正に対する要望
- ⑦ 内閣府に対する情報公開に関する要望
- ⑧ トップマネジメント・セミナー2013
- ⑨ 一般法人法改正要望案に関する意見募集（民間版パブコメ）
- ⑩ ウェブアンケート調査2013
- ⑪ 東アジア市民社会フォーラム
- ⑫ 被災地視察ツアーア
- ⑬ シンポジウム2013「公益法人制度改革の総括と今後の課題」

<法人管理に関する報告>

- ① 財務の状況
- ② 会員の状況
- ③ 役員損害賠償責任保険団体制度
- ④ コンプライアンスの状況

- ⑤ アニュアルレポート 2012
- ⑥ 長期(10ヶ年)経営計画「Project Coming10」

<その他の報告>

- ① 次回理事会の開催

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案「評議員会へ提出する評議員会会長候補者名簿」の件

太田理事長より同議案につき説明があった。説明によると、6月24日に開催した定時評議員会にて山岡義典氏の後任評議員会会長の選任について協議が行われ、候補者の推薦を理事会に依頼することが合意されたとのことであった。続いて候補者に関する説明の後、次の意見があった。

(山岡理事) 評議員会会長の主な任務は、評議員会と役員等候補選出委員会の議長役である。したがって、次の評議員会が開かれる来年3月まで空席であっても実務上不自由は生じないのだが、それでは空席期間が長く座りが悪いので早めに選任して欲しいということになった。また、後任として社会的知名度が高く、役員等候補選出委員会委員を4年務めている高橋氏なら評議員会会長として適任であると考える。

審議の結果、次の評議員を評議員会会長候補者として評議員会へ推薦することを、出席理事全員一致で可決した。

高橋 陽子（公益社団法人日本フィランソロピー協会理事長）

第2号議案「評議員会へ提出する役員等候補選出委員会委員候補者名簿」の件

太田理事長より同議案につき説明があった。説明によると、定時評議員会では役員等候補選出委員会委員の改選についても協議が行われ、評議員会会長同様、候補者の推薦を理事会に依頼することが合意された。また、評議員の中から選任される役員等候補選出委員会委員の定員は7名であるが、そのうち1名は定款により評議員会会長が当たるので、同委員候補の推薦は6名ということになる、以上であった。候補者の推薦に関する説明に対しては、次の意見があった。

(山岡理事) 候補者6名のうち5名は実績ある方の再任となるので問題がないし、また、新任候補者の今井氏はその経験に加え、所属団体が関西であることが地域性という観点からも望ましいと考える。

審議の結果、次の評議員を役員等候補選出委員会委員の候補者として評議員会へ推薦することを、出席理事全員一致で可決した。

・再任候補者 5名

- 伊藤 道雄 (特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21 代表理事)
大貫 正男 (司法書士、埼玉県公益認定等審議会会長)
黒田かおり (一般財団法人C S O ネットワーク理事・事務局長)
宮崎 幸雄 (元・公益財団法人ロータリー米山記念奨学会専務理事)
矢内 顯 (公益財団法人東レ科学振興会専務理事)
- ・新任候補者 1名
- 今井 渉 (公益財団法人サントリー文化財団専務理事)

第3号議案「決議の省略の方法による評議員会を招集する」件

太田理事長より同議案につき説明があった。説明によると、定時評議員会では、評議員会会長及び役員等候補選出委員会委員の選任を、定款第28条に定めた決議の省略の方法による評議員会にて決議することが同意された。したがって、第1号及び第2号議案にて推薦を決めたそれぞれの候補者を、評議員全員の同意書によるみなし決議にて選任いただくため、本理事会でその方法を決議し、評議員に対して書面評議員会を通知することにつき審議いただくものである。以上であった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「『東日本大震災草の根支援組織応援基金』に係る寄附金として50万円を上限とする支出を行う」件

太田理事長より、現在の募金状況を交えて同議案につき説明があった。説明によると、募金の第一段階として、2年前に行った「東日本大震災被害者に対する緊急救援基金」の寄附者に対して改めて寄附依頼を行った。その際、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの協力を再び得て、前回寄附実績のある同社団法人会員の司法書士へも依頼した。現在、2つの寄附金口を合わせて500万円ほどの応募がある。今後、本年度末までに後ほどご報告する計画により寄附の上積みを図るが、当協会としても前回同様、寄附を行いたい。配分委員会が助成先と助成額を決める際、金額に端数が生じず配分しやすいよう、原則10万円単位の金額を設定し、その設定額と残額との差額につき、当協会が50万円を上限とした寄附金支出を行うことの承認をこの理事会で受けることとし、金額については理事長に一任いただきたい。趣旨は、差額の端数を協会が負担するということだが、この手法は、2年前の理事会で100万円を上限とする2回目の寄附をご承認いただいたときと同様である、以上であった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

<社団法人・財団法人移行の状況>

① 移行認定・認可申請及び答申等の状況

鈴木専務理事より、特例民法法人の移行の状況について報告があった。内閣府の発表によると、8月末までに移行済みか又は移行申請を終えた特例民法法人は 19,567。解散・合併で消滅した法人がすでに 3,556 あり、新法施行時の全体数からこれを引くと 5%前後し

か残っていない。移行が比較的遅れている県は、東日本大震災による被災県である宮城、福島の他、大阪、九州・沖縄などである。

<職務執行報告>

① 東日本大震災草の根支援組織応援基金

太田理事長から、同基金について報告があった。報告によると、第21回理事会で設置が承認され、6月中旬から募集を開始した同基金には、第4号議案で述べたとおり現在500万円強の申し込みがある。今後は、第二段階として大口の金額が期待できる法人に寄附を依頼中である。その後は第三段階として会員に依頼したい。総額で二千万円を目指している。

② 自民党NPO等特別委員会への政策提言内容

太田理事長から、自民党NPO等特別委員会ヒアリングの場で述べた、政策提言について説明があった。説明によると、自民党が要望等の受け皿を一元化したのがこの委員会であり、委員長は塩崎恭久衆議院議員である。自民党からは、社会的に影響力のある方お二人のご意見もお聞きしたいとの要望があり、堀田理事と、財界から経団連の社会貢献委員会委員長を務めておられる野村證券・古賀会長のお二人にお願いした。堀田氏は主に財務三基準についてそれぞれの問題点を指摘、また、古賀氏は公益法人の持続性の観点から収支相償の問題点や公益法人会計の見直しについて意見を述べられた。私から説明した「非営利活動促進を成長戦略の一環に」と題した提言は、①公益認定基準の見直し、②税制上の支援措置、③誰でも簡単にアクセスできる「行政による情報公開」、④国民が理解でき、使い勝手の良い「会計基準」及び⑤公益信託制度の抜本改正の5つから成っている。議論は専ら会計に集中した。河野太郎議員からは、いくつかの財団の役員をしているが財務会計が理解できない、計算書類を役員会用と行政庁向けの2つ作っている法人さえある、との発言もあった。締め括りとして、公法協からの要望については責任をもって各担当行政庁に割り振り、回答を引き出した上で、自民党としての評価を出し、12月末までには決着をつけたい、ということであった。また、税制以外の部分については、9月20日までに関係省庁から回答を受けることである。

③ 会計基準の見直しに関する提言

太田理事長から、このほど内閣府公益認定等委員会事務局内に設置された「公益法人会計基準研究会」の構成員として当協会から委員を2名推薦したこと、また、協会としても意見を求められたため、第1回会合に参加したことについて説明があった。会合では、法令上の要請と会計基準の関係の整理・分離の検討、小規模法人の負担の軽減化の要請、資金収支ベースと損益ベースの調和の可能性、今後の会計基準設定主体を官ではなく民にすること等を提言した。また、本委員会に関し公益法人の実務家を関与させること、審議を公開することも合わせて要望した。

同報告について、次の質疑応答があった。

(松岡理事) 公法協の要請どおりこの研究会の討議の過程は、公にされているのか。

(太田理事長) 認定等委員会のホームページでは公開していないようだ。委員の氏名、議事録についても一切公開されていない。

(高宮理事) 使いやすい制度にするためには、会計士など専門家ばかりではなく、ユーザ一側として非営利法人の実務家を入れるのは当然のことだと考える。

(太田理事長) そのことは、強く主張する必要があると思っている。認定等委員会事務局長は、法人の意見はパブリックコメントでフォローする、としているが。

(堀田理事) 会計基準を直したところで、基本の作業を飛ばすと歪んだところがさらに歪むのではないか。あるべき法人の姿を会計上にどう表わすかを考えるべきである。

法令も考慮した、高い視点での議論が必要と思う。

(太田理事長) 会計の専門職の方ばかりの会合なので、法令を変えるところまで議論すべきでないと思う。省令(内閣府令)は制度発足前の会計基準検討会で議論したことが取り入れられているという経緯もあり、今回も会計の立場から内閣府令を改正するところまでは大いに期待したいので、その辺りは分けて考えた方がよい。委員のお一人として、中田監事のご意見はどうか。

(中田監事) 会計には会計なりの理論があり、実態を数字で表すことが求められるのが会計。法律に定められていないからといって、会計基準に従わなくていいわけではない。会計は会計基準に拠るが、その会計の位置づけが明確でない。法令に文言を定め、それにより会計基準が自由に動けるようなスタンスにしておくか、会社法の会社計算規則のように会計を一部、法律にしてしまうかであるが、現在はどちらにもなっていない。会計の法律における位置付けをはっきりする。会計が自由になれば、公益法人の実態を数値化して、誰にでも分かるようになる。外にディスクローズするものと、行政庁に提出するものが一体化した結果、分かりにくくなっていると考える。外部からは法律改正の要望を頑張っていただいて、できる限り会計の理論を中心として、本来はどのような会計であるべきかということを、委員会では詰めていきたいと考えている。

(太田理事長) 私も会計と法律は別物であるべきと思っており、それが渾然一体となっているので会計自体も分かりにくい結果になっていると思っている。法令そのものの改正は、公法協の大きな仕事として別に取り組まなくてはならないと考えている。

④ 助成財団の動向に関する訪米調査団 2013

太田理事長から、9月末から10月上旬にかけて予定している同調査団のスケジュール、メンバー等について報告があった。報告によると、同調査団はトヨタ財団との共催事業として実施し、助成財団センターの協賛を受ける。また、三菱財団から助成を受けている。趣旨は、米国では慈善的な資金助成から、支援者と被支援者が一体となって社会的な問題を解決していくという方向に変わってきているが、日本でもそれを学び、より効果的な助成事業のあり方の参考にしようとするもので、助成事業のあり方に一石を投じること。

⑤ 内閣府委託相談会

金沢専務理事から、今年度で4年目となる同「相談会」事業について報告があった。報告によると、今回も当協会の専門性アピールと価格に苦心して、落札することができた。特例民法法人の移行がかなり進んでいることから、今回は移行申請の支援に加えて、移行した法人の運営支援が加わった。関東10回・地方7回、年間17回の開催を予定している。

移行申請が済んでいない法人には、歴史的に抱えている問題など個別の事情をもつところが多い。そうしたところには、複数回の参加か、それが難しければ公法協相談室で対応することも考慮しつつ展開していく。

同報告について、次の質疑応答があった。

(高宮理事) 財源を確保しながら個々のユーザーを支援し併せて生の声を集め、同時に啓蒙も図れる。相談会事業は公法協にとってはとても良い事業だと思う。移行が終わった後、次のステップとして、制度の定着、新制度の下での法人経営の支援をするなど、広範にいろいろなことが考えられる。財源としながら、次のステップの事業をどのように継続的に確保できるか能動的に考えるべきだと思う。

(松岡理事) 年間六百数十万円の金額であるが、その中でできる範囲でしているのか。

(金沢専務理事) 相談会は良い事業と思っているし、当協会のミッションを果たしていると思う。本年度後半からは移行後の運営一色になる。また、収支については、会場費用とパーテーションなどの賃借料、人件費などみなし費用を考えると赤字になる。企業の支援を得て会場を無償使用させてもらうなど費用抑制を図り、ようやく採算がとれるかどうか、というところである。

⑥ 平成26年度税制改正に対する要望

金沢専務理事から、来年度税制改正に対する要望について報告があった。報告によると、PSTの撤廃、消費税に係る扱いについて3年間、継続して要望している。内閣府側は今回、税制要望を出さない。消費税についてNPOに対する寄附金に関する特定費用の扱いについては内閣府も留意しているが、公益法人の税額控除に係るPST撤廃については、公益法人側のニーズと税制面で不利な措置を受けている実態が明確に伝え切れていないことが足踏みの要因と思われる。資産課税については内閣府も関心をもっている。また、遺贈に係る優遇措置についても要望を継続したい。

同報告について、次の質疑応答があった。

(片山理事) PST要件の撤廃が進まないとのことだが、それに関連して。内閣府から最近、公益法人向けに税額控除に関するアンケートがあった。税額控除の証明を取得した法人数がそれほど伸びていないことをみても、現場からのニーズが顕著でないことがその理由か。

(太田理事長) それが唯一最大の理由。後で報告するウェブアンケート結果をみても、寄附金への依存度は少ないし、税額控除への期待も大きくなかった回答が目立つ。世論をバックにすることが難しいので、理論で訴えることになる。頭の痛いことだ。

(金沢専務理事) 税額控除に関する啓蒙活動が、法人に対して必要かと思う。

(片山理事) 税額控除により寄附が増えるのか、寄附が増えることにより控除制度のニーズが増えるのかは、卵が先か鶏が先かという側面があるので、現在顕在化しているニーズだけを根拠に判断するのは、いかがなものだろうか。

⑦ 内閣府に対する情報公開に関する要望

金沢専務理事から、認定等委員会へ提出した情報公開に関する要望について説明があった。移行や公益法人に関する情報開示が十分にされてなく、使いにくい。NPO法人のそ

れと比べても見劣りがする。例えば閲覧請求時、「閲覧の理由」は不要であるから撤廃すべきである。また、申請しても連絡がくるまで中二日かかり、しかも1回当たりの情報開示は10法人ずつ、それを繰り返すことになる。事業報告等の定期提出書類でいえば別紙1などが重要だが、情報を得るのに非常に時間がかかる。

⑧ トップマネジメント・セミナー2013

鈴木専務理事から、移行支援業務に注力したためここしばらくは開催を見送っていた、法人役員・事務局長クラスを主な対象とする同セミナーを7月下旬、5年ぶりに神奈川県葉山町で開催した旨、報告があった。報告によると、移行前に開催した前回から、時が移ったためか今回は参加者が少なくプロジェクトとしては赤字となつたが、講師陣が粒ぞろいであり、異業種交流ともなつたということで、会場の設備・環境も良好なこと也有つて、参加者からは好評だった。来年度以降も開催も予定している。

⑨ 一般法人法改正要望案に関する意見募集（民間版パブコメ）

鈴木専務理事から、非営利法人法研究会（堀田座長）がまとめた小規模法人の運営に関する一般法改正案についてホームページで公開、意見を聞いたが、結果として5団体からの回答に留まった旨の報告があった。報告によると、いずれも研究会ではすでに議論した意見が多くつたが、質的には非常に高い水準の意見であった。内訳は別添資料のとおり、4団体が概ね好意的、もう1つの資格者団体からは否定的な内容であった。数として少ないので運動体の応援材料については必ずしも使えないが、今後運動をどう展開するかは現時点では検討中である。

同報告について、次の質疑応答があつた。

（堀田理事）法令についての提言活動は、一応収束した。本来ならば公益法人になつていゝ法人が、一般法人に流れてしまつてゐる。学会はだめだとか、行政による当初の間違つた発言・指導の総括を行い、移行一般法人も公益認定を目指すよう啓蒙活動を展開することがぜひ必要だと考える。

⑩ ウェブアンケート調査2013

鈴木専務理事から、定点観測というべき同調査を本年も6月中旬～7月上旬に実施した旨報告があつた。報告によると回答率は24.2%、1,623件から回答があつた。新制度下の機関運営はどうか？問題ありを想定したが、問題ありは4%に止まつた。実際に困つていゝのかどうか、当方の推量どおりではなかつた。回答した法人に、移行後右往左往しているはずの小規模法人が少なかつたのかも知れない。また、財務基準は具合が悪いとする回答は多かつた。来年度以降もアンケート調査を検討している。

同報告について、次の質疑応答があつた。

（山岡理事）これは興味深い結果だ。移行した公益法人を対象としているため、回答したところには能力と自信のある法人が多かつた、とみることもできる。今後は、移行した一般法人、新設の一般法人、新設の一般法人が公益認定を取得したところなど、法人ごとの課題をそれぞれ分けて、どういう形で掘り下げるのかが問題になる。特に移行型一般法人の課題、新設型一般法人の課題、を取り上げていくこと。先ほどパブコメの話関連では、新設法人の中には小規模法人向けの対応を希望するところ

ろがあるはず。公法協が顧客をどう捉えていくか、に關係する。

(太田理事長) 仰るとおり、一般法人をどのように考えていくかが今後の問題であると思っている。新設の一般法人、社会のために貢献しようと考える一般法人を、どうやって私たちの仲間として取り込んでいくかが重要である。

⑪ 東アジア市民社会フォーラム

太田理事長から、日中韓三国による東アジア市民フォーラムを 11 月 20 日、都内で開催することにつき報告があった。報告によると、同フォーラムの主催は青木利元氏が代表者のボランティア活動国際研究会 (JIVRI) と中韓の計 3 団体、また、日本側実行委員会委員長は山岡理事。当協会は市民活動創造ファンド、助成財団センター、日本 NPO センター等とともに共催し、調査部員が運営委員を務めることであった。

⑫ 被災地視察ツアー

太田理事長から、6 月の理事会で予告した助成財団等公益法人関係者による東日本大震災被災地を視察するツアーを、特定非営利活動法人・うつくしま NPO ネットワークの協力を得て、10 月に実施する旨説明があった。

⑬ シンポジウム 2013 「公益法人制度改革の総括と今後の課題」

太田理事長から、本年 12 月 5 日に都内で開催する同シンポジウム「公益法人制度改革の総括と今後の課題」の企画案について、改めて報告があった。

<法人管理に関する報告>

① 財務の状況

金沢専務理事から 7 月までの収支の状況について概況報告があり、昨年どおりに推移しているものもあるが、事業収益全体の達成率がよくないことからこのままでは予算の達成が困難であること、セミナー事業のテコ入れを中心に下期はさらなる改善を図る旨の説明があった。

② 会員の状況

金沢専務理事から、入会は順調で昨年同期実績を大きく上回っていること、相談室の利用と役員賠償責任保険団体制度がその大きな理由となっていることにつき、報告があった。

③ 役員損害賠償責任保険団体制度

金沢専務理事から、同団体制度には 9 月までに 124 団体が加入、順調に推移している旨、報告があった。

④ コンプライアンスの状況

鈴木専務理事から、上期の社内コンプライアンスについて特に問題は発生していないが、いろいろな事業を進めていることにより、このところまた全体の残業時間が増えている。対応として執行部門による指導を行う予定である旨、報告があった。

⑤ アニュアルレポート 2012

鈴木専務理事から、昨年に続きアニュアルレポートを発行したこと、今回はやや美麗な用紙に印刷し、写真を多めにするなど担当職員がレイアウトにも腐心したので、ぜひご覧いただき、かつ、必要に応じ利用されたいとの説明があった。

⑥ 長期(10ヶ年)経営計画「Project Coming 10」

鈴木専務理事から、6月の理事会で設置が承認された同計画は、7月に第3回を開催、社内ワーキンググループによる検討をはさんで9月17日に第4回を予定している旨、報告があった。

<その他の報告>

① 次回理事会の開催

金沢専務理事から、次回理事会を12月17日(火)16時より銀行俱楽部で開催すること、同理事会に続いて評議員、顧問を交えた恒例の懇親会を開く予定である旨、報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成25年6月1日

代表理事 太田 達男 

代表理事 金沢 俊弘 

監事 中田 ちづ子 

監事 平川 純子 

